

【青木太一郎議員】

私は、無所属の会の青木太一郎であります。

一般質問に入る前に、この議場の高い壇上から、まことに失礼なこととは存じますが、県民の皆様、議員諸先生方並びに知事さんを初めとする行政の皆様には私の不徳を恥じ、公職にある者として心から深くおわびを申し上げたいと存じます。

私は入院中、自分自身の肉体的なことより事故の相手方の状態、議員としての自覚、私をこの議場に立たせてくれた県民の皆様、県政のこと等、精神的な混乱とショックで毎日毎日が葛藤の日々でありました。

しかし、事故の相手方が私に、「青木さん、私のことより、あなたは自分だけの体ではない。あなたは、県会議員として大事な使命があります。早く立ち直って、県民のために頑張ってください」と逆に激励をされ、このありがたいお言葉をいただいて、精神的なショックから生き返りつつあります。

私を取り巻く関係の皆様には多大な御迷惑と御心配をおかけいたしましたことをしっかりと肝に銘じ、この得がたい苦渋の体験をこれからの人生に猛省の糧として、心機一転、初心に返り、県民のため、県政発展のために、捨身、献身、喜働の精神で精いっぱいやる決意でありますので、清廉なこの壇上から、皆様方の御指導、御鞭撻を心からお願いを申し上げる次第であります。

さて、質問に入らせていただきます。既に御質問済みの件も多々ありますが、お許しをいただければ幸いに存じます。

まず初めに、国の景気浮揚、補正予算に伴う対策についてお伺いしたいと存じます。大胆な構造改革を打ち出して誕生した小泉内閣がスタートして、はや1年半余り、今やその改革の具体的な中身に国民の関心が多く集まっております。構造改革、不良債権処理、高速道路公団の民営化、ペイオフ、経済再生、緊急経済対策、株価の暴落、不景気、倒産、失業等々、解決しない問題を小泉首相は、「改革なくして成長なし」の言葉ですべての答えとして、具体的な中身は見えてこないようであります。我々国民は改革をなくして成長もない。不安がつきまとう年末を迎えているのではないかと思います。

今回、経済不況から税収不足を補うため、小泉首相が公約した国債 30 兆円内枠をオーバーする国債発行により、国は改革推進型の公共投資やセーフティ・ネット構築のため補正予算を組まざるを得なくなり、景気回復のためこれとして来年の通常国会冒頭に提出するようではありますが、既に小泉内閣の痛みに耐える限界が国民としてぎりぎりの状態にきている現状であります。私は、全国、他県にはない本県独自の景気浮揚対策として、他県から大いに注目され、知事として県民に安心と信頼感を与えるような、福祉や雇用などを含めた効果的な対策を講ずべきと考えますが、知事として具体的な方策を持っておられるのか、さらに現段階で考えられる国の補正への対応を県としては基本的なスタンスとしてどのように対処されるのか、まず知事に御所見をお伺いする次第であります。

次に、県財政の財布も底をついているような状況にあって、国の補正予算に対応するためには地方負担の財源を捻出しなければならないと思いますが、補正を行う場合、その財源として県債の発行を行うことを考えておられるのか、またその場合、現在の1兆8,000億円を超える県債残高を考えると、私は将来の財政負担がますます大きくなることから、これ以上の県債発行は極めて困難と考えておりますが、知事はどのように対応されるのか、お伺いしたいと存じます。

また、これに関連しての質問であります。国は来年度予算について、今年度予算よりもっと厳しい状況の予算編成となるようではありますが、県は来年度当初予算編成では、上限枠方法により実質的にマイナスシーリングを導入しておりますが、今回の補正に対応することによって、来年度予算での上限枠をより厳しく精査する考えとなるのか、その見通しをお伺いしたいと存じます。

さて、皆さん、古来より「親亀こければ子亀もこける」という言葉どおりの連鎖反応で、市町村も財政状況は厳しく、今後の財政運営への影響が大変懸念されております。地方分権、市町村合併という機運の中で、県が主導的にリーダーシップをとり、財政基盤の確立がまず最重要な課題と思いますが、各市町村にはどのような助言と指導をされるのか、お伺いしたいと存じます。

今、金融問題・不良債権処理問題について竹中発言で大変に混乱している状況が続いております。大手銀行においては、役員報酬、管理職、一般職の給与について大幅な減額を決定し、銀行の体質改善に積極的に対応しているようであります。私は先ほど申し上げましたように、県といえども税収不足の財源確保の困難な中で、県債発行によって職員の給料が支払われるような状況にあっては、県民の理解が得られなくなってきているのではないかと大いに懸念しているところであります。先月、県職労が賃金闘争のストライキを敢行しました。しかし、県民の理解は十分に得られなかったようであります。財政危機の中で、県は、リストラ等、人員削減や新規採用を減らすというような考えはあるのか、お伺い

たしたいと存じます。

さらに、県の行政事務について見直すことはもちろんであります。情報技術によるシステムの構築、外部委託、公社等の民営化等の推進で、より効率的な行政事務を行うことが必要と考えられますが、この際、知事は大胆な改革を断行すべきと思いますが、御所見をお伺いする次第であります。

次に、社会福祉の諸問題について御質問させていただきたいと存じます。

まず、老人の心の問題についてであります。今の世の中、生を受けた者は、だれしものが長命を受ける時代になりました。昔と違った今の社会の中で、いろいろな環境の変化でありますとか、心身機能の変化が起こったとしても、だれしものが迎える高齢期の時代、いわゆる老人の時代を経験するということがあります。

しかし、高齢者の1人1人が安心して充実した高齢期時代の生活、そのことを保証することが老人福祉を考える場合、一番の課題になると思います。とかく今までは、若いということは活力がある。年をとっていると非常におくれているという考え方で物事をとらえがちでしたが、これからの社会は高齢者がだんだんふえてくる社会になるわけですから、言葉をかえて言いますと、日本は成熟した社会になるということかもしれません。この成熟した社会を明るくして、しかも生き生きとしたものにする必要があることだと思います。

私は、それぞれの年代に求められる理想像があってしかるべきと思っております。年下の者が年上の者を見て、自分の描く理想像で判断し、10代は20代になったら、20代は30代になったら、将来の自分の職場はどうなるのか、保険や年金はどう変わるのか、それぞれの時代や年代のニーズに合った生き方や計画を考えるはずであります。高齢者像も若い人から見てもすばらしい老人でなければならないと思います。

仏教用語でよく使われる生老病死という言葉があります。この言葉のとおり、人間だれしものがいつまでも若くありません。遅かれ早かれ老いていきます。そして、だれしものが老人の後継者に我々は必ずなります。若い人に老人の知恵袋を教えることも必要なことと思っております。

不幸にして寝たきりになったり、痴呆になったりというケースがありますが、元気な高齢者が生き生きと暮らせる対策を、人間だれしものが必ず通らなければならない老いという問題の認識に立った知事の御所見をお伺いしたいと存じます。

さらに、今年10月からの医療保険制度改正は、老人保険制度による窓口負担が定額制から医療費の完全定率1割になったことは、高齢者の経済的な負担を求める内容となっております。高齢化率が全国平均を大きく上回る本県にとっては、大きな影響があると考えられますが、知事の御所見をお伺いしたいと存じます。

さて、私どもが高齢化問題、老人問題を考えるとき、どうしてもまず特養施設の不足という現実的なことが頭に浮かびます。明治、大正、昭和、平成と激動の20世紀を生き抜いた人生の大先輩たちであります。そして、今日の日本を、新潟県を、我がふるさとを支えてくれた先輩、いろいろな教訓を与えてくれた先輩が世間から見放され、家庭の中に置き去りにされる社会になってはならないのであります。

人生80年時代とか、高齢化社会あるいは長寿社会という言葉が日常語のように使われております。長寿というと、ツルは千年、カメは万年も生きられるものとして、めでたさの象徴とされております。この長寿の寿というのは、長生きすることの意味であります。中国には三老といって、100歳以上の人を上寿、90歳以上の人を中寿、80歳以上の人を下寿と称して長命な人を3階級に分けて、長寿こそは古代から最もとうとばれ、慶賀とされております。

しかし、ただ長生きをすることだけではその高齢者は決して幸せではないと思います。経済面では年金制度あり、病気には社会保険、老人医療があり、また介護については介護保険とか、福祉サービスによって、お年寄りや高齢者の方も自分の足、自分の力で自分の人生を歩めるような方向で援助していくということが大事なことと思うのであります。

そこで、大事なものは制度としてはできても、本当に老人の心、自分の生きてきた人生の幸せ感、満足感というのは、また別の問題であります。こんなことを考えますと、高齢者の人生に心のゆとりは、家族の役割が一番大事なこととして考えていく必要があると思います。在宅福祉、在宅介護を考える場合、高齢者と家族の触れ合いについて、知事の御所見をお伺いしたいと存じます。

次に、特別養護老人ホームの問題について伺います。平成14年10月1日現在の県統計資料によりますと、年齢別3区分推計人口では、県人口総数246万3,961人に対し、0歳から14歳までは14.3%、15歳から64歳までは63.2%、65歳以上が22.5%、つまり55万3,623名となっております。

ちなみに、新潟市を例に挙げますと、総人口52万9,468人に対して65歳以上は9万5,741人、つまり18.1%ですが、特別養護老人ホームのベッド数は1,491床、全員が施設のお世話になるわけではありませんが、端的に計算して1.5%の充足率であります。これらの現状を見て、今後の特養の整備

をどうするのか、知事の御所見をお伺いしたいと思います。

さらに、これに関連して特養の入所希望者が近年ふえており、待機者が相当数に上っていると聞いておりますが、特養の待機者の現状と、今後どのように対処されるのか、福祉保健部長にお伺いしたいと存じます。

次に、施設整備についてお伺いいたします。最近開設した老人施設は、施設設備が非常に充実し、入所者が快適な生活を過ごしているようであります。そのせいか、入所に際して施設を指名して、希望の施設があくまで待っているというような話も聞いております。数十年前に開設した古い施設は4人部屋で、最近の施設は個室という内容であり、大きな隔りがあることも要因の1つかもしれませんが、個室化された最近の施設と老朽化した施設の格差の問題、老朽化した施設の改善等についてどのような対策をお持ちか、これも福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

さて、昨日、つまり12月9日は障害者の日であります。昭和56年から日本ではこの日を障害者の日としたそうではありますが、また平成7年度から毎年12月3日から9日までの1週間を障害者週間として、いろいろな催しをやっているそうであります。

私はこのことについては、よく知らなかった部分もあるわけではありますが、どんな障害を持つ人でも特別視されることなく、社会の中で一人として普通に生活したり、社会参加できるようにするノーマライゼーションやリハビリテーションの理念は、人々の中に大分定着してきたかのように思われます。

しかし、障害を持つ人が生活していくためには、まだまだ妨げとなっている壁も多く、解決されなければならない問題も山積しております。そのためにも、障害者の日と障害者週間は、大変意義のある啓発活動と言えます。

そこで、このことを踏まえて、障害者の問題についてお伺いしたいと存じます。

次に、心身障害者の問題であります。まず障害者福祉については、来年4月からこれまでの措置制度にかえて、新しい仕組みの支援費制度が施行されると聞いておりますが、支援費制度とはどのように運用されるのか、まず御所見をお伺いいたします。

さらに、来年4月から施行される支援費制度は、障害者が障害福祉サービス、とりわけ施設サービスを選択することとなると聞いておりますが、この障害者による選択を保障するためには、当然、施設の整備が望まれることとなりますが、重度の身体障害者施設と知的障害者施設の整備状況はどのようになっているのか、また、この制度に関連して、県内の在宅の重度身体障害者及び知的障害者で、施設への入所を希望して現在待機している方々の現状についてと、あわせて来年度から施行される支援費制度のもとにおいては、施設への入所はどのような考え方で決定されるのか、福祉保健部長にお伺いしたいと存じます。

さらに、障害者を持つ家族の問題であります。少子高齢化が進む中で、障害者本人も高齢化し、在宅で介護している親も高齢化し、親は精神的、体力的な限界に来ており、ノイローゼになってしまい、我が子でありながら苦痛すら感じ、障害を持つ我が子を残して先立つ不安な日々を送っていると、切実な悩みを多く聞かされました。

たまたま、去る6日の新潟日報抄に知的障害者を持つ老夫婦の衝撃的な話が載っておりました。47歳の知的障害者、脳血栓を患い神経痛が悪化している72歳の父親、痴呆が進んでいる母親。父親と息子がみずから命を絶つことを選ぶ悲壮な出来事。葬式の弔問客にお悔やみを受けながら反応を示さない痴呆の母親。著者は、最後にこう締めくくっております。母親の姿を見て、胸に突き刺してから20年近くなります。福祉はどれほど前に進んだのかと掲載されております。さらに、つい一昨日、本県でも高齢者の事件が起きております。

したがって、障害者を持つ親の高齢化と障害者の高齢化の問題をどのように認識しておられるのか、また障害者の高齢者対策について、知事の御所見をお伺いする次第であります。

質問の最後になりますが、二巡目の国体開催に関連してお伺いしたいと存じます。県民待望の県立野球場は次期国体までに建設し、その後、ドーム化とする計画と聞いております。この計画について、県社会人野球連盟、高校野球連盟、軟式野球連盟等の関係者にはどのような意見を聞かれ、各連盟はどのような意見を県に要望したのか、またドームになると人工芝が考えられますが、その必要性はあるのか、どんな目的か。

私は、ドーム、人工芝というものは賛成しかねる点が多々あります。気象的条件でドーム化とするのはプロ野球を意識してのものなのか、コンサート等の多目的に使用するためのものなのか、理解できないものがあるからであります。やはり高校野球は、大空のもとで汗と泥にまみれて、熱い汗を流している、真剣にプレーをしている選手を見ると感動さえ覚えます。アメリカのメジャー野球も美しい天然芝の球場がだんだんふえてきております。維持管理費のかかる空調のきいた球場はいかがなものか。また、天然芝の開閉式型とする考えもあってのことかと推察もしておりますが、計画の内容について知事の御

所見をお伺いしたいと存じます。

次に、二巡目の国体開催には、県内の既設施設では対応できない面が多々見受けられますが、特に日本の国技と言われる武道館を初め、各種競技会場が必要となりますが、県立総合体育館の整備計画の中には、武道場や各種球技場等は含まれるのか、その規模、費用や建設時期はいつごろか、お伺いしたいと存じます。

最後に、私の地元の黒埼高校についてであります。黒埼高校では日本ゲートボール連合の全国モデル5校のうちの県内でただ1校に選ばれ、県連盟の指導員の手ほどきを受け、2学期から女子体育の授業にゲートボールを正規の授業に取り入れたところ、ほとんどの生徒が積極的に参加していると聞いております。もともと我が黒埼地区、ゲートボールの歴史は50数年前に我々が中学生のころから全国大会で優勝したりしていました。最近、中高校生を含めたジュニアの部でも全国大会に優勝したり、先般は世界大会にも出場を果たしています。

そんな環境の中で、黒埼高校は、校長、教頭、担当の先生方も応援に力を入れているとのこと、特に教頭先生は大相撲で現在大活躍中の霜鳥関の恩師でもあり、スポーツへの理解は深いとのことでもあります。

したがって、この取り組みについて、教育長は今後部活に取り入れられたり、将来は二巡目国体に向かって、正式種目として採用を目指すように受けとめておられるのか、御所見をお伺いする次第であります。

さて、皆さん、来年の干支はひつじであります。ひつじ年は経済不況とか、株価の暴落とか、何か起きるというようなことが昔から言われております。11年前のひつじ年は、まず湾岸戦争、普賢岳の爆発、秋にはバブルがはじけたという大きな変化の年でした。

今、不穏なイラク問題、拉致問題の解決、デフレ対策、国・県・市町村の財政危機等々を来年に持ち越そうとしておりますが、おとなしい羊が暴れまくるオオカミに変身しないような年であることを祈りつつ、一日も早い拉致問題の解決と我が新潟県の発展と安寧をこいねがい、来年こそは明鏡の心境で新年を迎えられるよう、魂を込めながら質問を終わりたいと存じます。

御清聴まことにありがとうございました。

【平山征夫知事】

青木議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、国の補正予算への対応ということではありますが、国では新たに改革加速プログラムを策定いたしまして、14年度の補正予算において、セーフティ・ネットの構築と構造改革推進型の公共投資の促進にそれぞれ1.5兆円、合計3兆円の予算措置を講じることとし、雇用、中小企業等のセーフティ・ネットの拡充策や新重点4分野関連施策など、民間需要の創出効果が高く、事業の早期執行が可能なものを厳選する方針で編成を進めているところであります。

県といたしましては、公債費の急増などから県財政が大変厳しい状況になっておりますこと、補正予算時の地方財政措置のメリットが低下していることなどを踏まえ、その対応には限界があるわけでもあります。

また、マクロの政策としての経済政策については、国が一義的には担うべきでありますので、その点については限界があるわけですが、県内の大変厳しいこうした経済・雇用情勢にできるだけ応じていくということも必要性としてありますので、財政の健全化との整合性や地方財政措置等の内容などを見ながら、国の補正予算への的確な対応について検討してまいりたいというふうに考えております。

また、補正財源としての県債の発行ということではありますが、不透明感を増す県の雇用・経済情勢を踏まえ、国の補正予算に的確に対応する場合、その中心となる構造改革推進型の公共投資に関しましては、過去の経済対策における対応と同様に、補正予算債による対応が中心になるものというふうに考えておりますけれども、補正予算債の充当率や後年度の交付税措置の程度、さらには本年度の地方交付税の再算定の可能性の有無等を含め、現在、国において検討中であり、その結果を見据えて将来の財政負担にも考慮しながら、対応については決定をしまいたいと思っております。

次に、補正予算への対応と来年度の予算編成の考え方ではありますが、今般の補正予算におきましては、構造改革推進型の公共投資に加え、補正予算債の対象とはならない、構造改革に備えたセーフティ・ネットの充実に関するソフト施策1.5兆円が計上されており、事業によっては一般財源によって対応せざるを得ないことも十分想定されるところでございますので、国の予算内容や、それに関する地方財政措置を十分見きわめ、その内容次第では、平成15年度の予算と一体での調整も視野に入れる必要がある

というふうに考えております。

次に、国の補正予算への対応に係る市町村への助言ということではありますが、基本的には一段と厳しさを増しております県内経済の状況を踏まえれば、財政負担の可能な範囲におきまして、市町村も的確な対応を行うことが望ましいというふうに考えておりますけれども、議員御指摘のとおり、市町村の財政も大変厳しい状況にありますことから、今年度の補正予算事業については、補助率や地方債の充当率、当該地方債償還に対する地方交付税措置など、補正事業に係る地方財政措置が十分なものであるかどうか見きわめた上、今後の市町村財政運営に与える影響も慎重に勘案いたしまして、事業実施について検討を行うように助言をしまいたいというふうに考えております。

次に、県庁内部におけるリストラ等による人員あるいは新規の採用の削減ということではありますが、人員削減につきましては、11年度を基準といたしまして、12年度から16年度までの5年間を計画期間とする定員適正化計画に基づき、これまで事務事業や組織機構の見直し等による事業の厳選や業務執行方法の効率化のほかに、サンセット方式等によりまして業務量の縮減に努めながら、具体的には退職者に対する新規の採用の抑制により職員数の調整をし、鋭意適正化に努めて取り組んできているところであり、この3年間では計画を上回る削減を達成してきております。

引き続き、この計画を着実に実行してまいるとともに、将来の県行政を担う人材の確保等の観点から、一定の新規採用数の確保にも努めながら、民営化・外部委託等の活用、そして組織・機構の見直しなどの取り組み等により、なお一層の定員の適正化に向け努力をしまいたいというふうに考えております。

次に、外部委託・民営化の推進でありますけれども、本年6月に外部委託・民営化等の推進要綱を策定いたしまして、県行政のスリム化、県の業務の民間への移管・開放による民間事業機会の拡充という観点から、積極的に取り組んでいるところでございます。

外部委託につきましては、これまでも定型的・単純業務や用地交渉の業務といった専門的業務について取り組んできたところではございますが、包括的な外部委託や共通事務の外部委託など、新たな分野での外部委託について、業務のあり方の見直しを行う中で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、民営化につきましては、業務等の民間移管だけでなく、地方独立行政法人、PFI、包括的な外部委託等も視野に入れまして幅広く検討することとしており、現在、施設等の運営状況の評価、地方独立行政法人制度に関する研究などに取り組んでおりますほか、PFIパイロット事業を推進しているところでございます。

次に、社会福祉の諸問題についてお答えいたします。

まず、元気な高齢者の対策に関連いたしまして、老いという問題についての私の認識いかんということではありますが、老いはだれにとっても避けて通れないものでございますが、高齢者でありましても、みずからの経験と知識を生かして地域の中で積極的な役割を果たしていくことにより、むしろ種々の条件にとらわれず、本当にその人らしく、そしてやりたいことのできる最も輝かしい人生を完成させる時期というふうに考え、明るく生き生きとした生活を送りたいというふうに考えております。

また、元気高齢者対策としては、これまで、にいがたねりんピックやシニア美術展の開催など、文化・スポーツ活動の振興や老人クラブなど地域活動に対する支援等、各種の施策を実施してきたところでございますが、さらに高齢者の就業の促進、世代間交流の促進、高齢者の健康づくりなど、シルバー活力倍増戦略を推進しているところでございまして、今後とも一層、元気な高齢者対策への取り組みを図ってまいりたいというふうに思います。

次に、医療保険制度改正についてでございますが、我が国の国民医療費は年々増大し、とりわけ急速な高齢化に伴う老人医療費の増加が医療保険財政に大きな影響を与え、危機的な状況に至っております。このため、本年10月からの制度改正により、70歳以上の高齢者の一部負担金が定率1割となったところでございます。

なお、一定以上の所得者は2割負担となっている反面、低所得高齢者に対しましては、入院に係る自己負担限度額が据え置かれるなど、一定の配慮はなされているというふうに思います。

このたびの改正により、本県においても負担のふえる高齢者の方々がおられるわけですが、世代間の給付と負担の公平化を図り、持続可能で安定した医療保険制度を構築し、将来とも国民皆保険を維持していくために必要なものというふうに考えている次第でございます。

次に、高齢者の幸せ感、そして心の問題でございますが、本格的な高齢社会を迎え、高齢者の皆様が日常生活において幸せを感じるような社会づくりということは、きわめて重要であると考えております。平成13年7月に実施いたしました県の高齢者基礎調査では、喜びや生活の張りを感じる時として、子供や孫の成長を見ているときと回答する高齢者が一番多く、次いで、気の合う仲間と集まっていると

きと回答しており、高齢者が家庭や地域社会の中で、家族や友人と一緒に元気で明るく生き生きとした生活を送ることが大切であるというふうに考えております。

県といたしましては、高齢者の生きがい対策として、仲間づくりの支援事業の実施や地域の茶の間等による世代間の交流の促進等に取り組んできているところでございます。

一方、高齢者の悩み等、心の問題につきましては、高齢者総合相談センターにおきまして、高齢者及びその家族の相談に対応しておりますほか、各種の情報提供を通じて市町村の相談体制への支援を行っているところでございます。

次に、特別養護老人ホーム及び老人保健施設の整備状況でございますが、特別養護老人ホームにつきましては、高齢者保健福祉計画におきます平成 16 年度目標 9,002 人分に対しまして、現時点では次期計画の前倒し 380 人分を加えて 9,384 人分となっており、老人保健施設につきましては、平成 16 年度目標 8,571 人に対し、現時点で 8,167 人分となっております。

今後の老健施設や特養の整備についてでございますが、高齢者施設の整備の方向性や目標数を定める高齢者保健福祉計画を 15 年度の実施に向けて見直しをしているところで、近々お示しすることとなりますけれども、この見直しに当たりましては、高齢者が住みなれた地域におきまして、可能な限り家族とともに在宅において自立した生活を送れますよう、また高齢者の多様化するニーズに対応できますよう、在宅サービスと施設サービスのバランス、あるいは老健施設、特養など、各サービス間のバランスなどをとりつつ、保険料の水準や介護保険財政の健全性にも留意して、介護サービス基盤の整備を総合的かつ計画的に進めるという視点を持って見直しをしてみたいというふうに考えております。

また、各年度の具体的な整備箇所の検討に当たりましては、緊急性、計画の熟度、介護内容のバランス、介護保険財政に与える影響、さらには県の財政状況などを勘案しながら、計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、高齢障害者対策であります。少子高齢化の進行や医療の進歩に伴い、障害者の高齢化・重度化が進行しており、あわせて在宅障害者の保護者も高齢化しているという御指摘のような状況にございますことから、障害者の自立と社会参加を進めるために障害者の年齢や障害者の障害の程度に応じて、居宅生活支援あるいは施設利用による支援を適切に行っていくことが必要であるというふうに考えております。

県としましては、高齢障害者も地域において生活することができるよう、グループホームを 37 カ所、通所授産施設を 45 カ所設置するなど、居宅生活支援に取り組んでおります。

また、施設サービスにつきましては、コロニーにいがた白岩の里の高齢期更生棟の専門的機能を活用いたしまして、高齢知的障害者に対する生活支援を行うとともに、コロニーの研修機能を活用して、県全体の高齢知的障害者に対する生活支援の質の向上に努めているところであります。

次に、県立野球場の建設等についてお答えしたいと思います。

建設計画の策定に当たりまして、野球団体の意見についてどうしたかということですが、平成 13 年度に新潟県立野球場建設構想を策定する際に設定いたしました有識者懇談会の中に県内野球団体の関係者からも御参加をいただきましたほか、野球関係者に直接お会いし、他県と同レベルの施設にしてほしい、今は天然芝が望ましいけれども将来の状況を見据えて判断をしてほしい、さらには、ドーム化も理解できるが低料金にしてほしい等々の御意見をいただいております。このようなことを踏まえ、当面、屋根なし天然芝の野球場として整備をし、将来、屋根をつけることを可能にしておくことが最も県民の期待に沿うというふうに考え、建設を決定した次第でございます。

次に、県立野球場のドーム化でございますが、昨年度実施いたしました県民アンケート調査でもドーム化を望む声が多く出されたことや、天候に左右されないなどの利点から、将来の目標としては屋根をつけたドームとすることにいたしましたけれども、その時期は需要動向や県の財政状況等を考慮し、検討することとしております。

また、ドームとする際の芝の形態につきましては、維持管理や利用が制限されるなどの問題から、人工芝を前提に検討し、外部開放タイプまたは屋内タイプのいずれかのドームを想定しており、現時点では天然芝の開閉型ドームについては予定をしておらないところでございます。

次に、県立総合体育館の整備計画でございますが、二巡目国体に向けての今後の施設整備につきましては、既存の体育施設等を活用することを基本にし、既に大部分の競技種目については会場が決定したところでございまして、県立総合体育館の整備は二巡目国体の施設整備と切り離して考えてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

【神保和夫福祉保健部長】

福祉問題についてお答えいたします。

特別養護老人ホームの入所申込者の状況につきましては、平成 14 年 1 月 1 日現在の県内の全特養を対象とした調査結果によりますと、8,072 人の入所申込者があり、うち約 73%の 5,922 人が 1 年以内の入所を希望する方で、さらにそのうち 2,201 人が在宅の方で、この状況は平成 12 年 10 月の調査結果を大幅に上回っております。

特養入所申込者が大幅にふえている原因といたしましては、介護保険制度により特養への入所が市町村の措置から、施設と利用者の直接契約に変わったことにより申し込みやすくなったことや、要介護 1 以上であれば入所が可能になったことなどのほか、施設入所に伴う利用料が介護費用の 1 割負担となり、利用者の多くにとって負担が軽減されたことが大きいものと考えております。

次に、特別養護老人ホームの施設整備の格差と老朽化対策についてであります。特養につきましては国の運営基準の改正などにより、1 人当たりの居室面積が変化していることや、かなり以前に整備された施設が老朽化してきており、両者を比べると居住環境などの面でかなり格差が生じております。

老朽化した施設の改築や大規模修繕等に対して、県ではこれまでも必要な施設整備補助を行ってまいりましたが、今後とも施設の状況を十分把握した上で、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、心身障害者の問題についてお答えします。

まず、支援費制度についてであります。支援費制度は障害者の福祉に関して、これまでの生活支援という面だけではなく、自立と社会参加を促進するため、一連の社会福祉基礎構造改革により、行政サイドがサービスの利用者を特定しサービス内容を決定する従来の措置制度にかえて、利用者本来の考え方に立つ新しい仕組みとして来年 4 月から施行される制度であります。

この新しい制度では、利用者である障害者が事業者との対等な関係に基づき、みずからサービス提供者を自由に選択し、契約によってサービスを利用することとなります。

また、このサービスに必要な費用を市町村が支援費として利用者にかわって事業者に給付するという制度であります。

次に、施設の整備状況についてであります。重度の身体障害者を対象とする療護施設及び重度更生施設は、平成 14 年 12 月現在、定員 486 人分が整備されており、平成 15 年度中に新たに療護施設 110 人分が整備される見込みであります。また、知的障害者更生施設につきましては、平成 14 年 12 月現在で定員 1,910 人分が整備されております。

これらは、平成 17 年度末までの健康福祉計画の整備目標に照らしましても、身体障害者療護施設では平成 15 年度に完成するものを含め、進捗率 98.2%となっており、また知的障害者更生施設では進捗率 90.5%となっており、ほぼ順調に整備が進んでいるものと考えております。

県としましては、今後の需要動向や地域バランスなどに配慮しながら、身体障害者療護施設や知的障害者更生施設の整備を検討してまいります。

次に、施設入所を希望している在宅重度身体障害者及び知的障害者の状況についてですが、重度身体障害者につきましては、10 月末現在、159 名の方が入所を希望しておりますが、その中には病院や身体障害者施設に入所している 105 名の方が含まれております。

また、知的障害者につきましては、8 月末現在、更生相談所の判定を既に受けて入所を希望している方は 184 名で、この中には満 20 歳を超えて知的障害児施設に入所している者 136 名が含まれております。

次に、支援費制度のもとでの施設入所についてであります。施設入所を希望する障害者及びその家族の支援費支給申請に基づき、市町村が障害の種類や程度、介護を行う者の状況などを勘案した上で、施設訓練等支援費支給を決定し、障害者はそれを受けて施設と利用契約を結ぶという仕組みになっております。

市町村は、施設の空き情報の提供を含め、障害者にサービスのあっせん・調整を実施しますが、障害者が利用を希望する施設に空きがない場合は、他の施設での利用の要請に向けた調整を行うこととされております。

県としましては、市町村の行政区域を超えて、あっせん・調整及び要請する必要がある場合には、市町村相互間の連絡調整等を実施することにより支援していくこととしております。

以上であります。

【板屋越麟一教育長】

お答えいたします。

体育の授業にゲートボールを取り入れることについてであります。ゲートボールは学習指導要領に示されている種目ではないため、通常、体育授業には取り入れられておりませんが、御指摘の高校では女子生徒が少なく、女子のチームスポーツの実施が制限されることや、体を動かすことが得意でない女子生徒が多いことなどの理由で、スポーツに親しむ態度を身につけることや運動量の確保にも役立つことなどから、ゲートボールを女子の体育授業に取り入れたものです。

本来は、成長期にある高校生には、学習指導要領に示された種目を実施することが基本であると考えておりますが、教育条件に応じて、このように弾力的かつ適切に対応することも大切であると考えております。

以上です。